

昭和二十九年四月九日、〇〇〇〇号

判決

東京都杉並区下高井戸四丁目八日六十一番地

原告 堀本 稻夫

右訴訟代理人 弁護士 声田 浩志

被告 國 牧野 良三

右代表者 法務大臣 奥村 栄一

右指定代理人 同 蔡 滋 芳

右当事者間の昭和二十九年四月九日、〇〇〇〇号東京高等法院請求事件につき当裁判所は昭和三十一年二月六日の口頭弁論を経て次のとおり

第三号證

1950/4



主

文

一、原告の請求を棄却する。  
二、訴訟費用は原告の負担とする。

事

実

原告は、「被告は原告に対し金百三十二圓六千円、及びこれに対する昭和二十六年九月八日以降右完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め請求原因として、(一)、原告は、昭和二十一年十一月二十六日午後八時三十分頃東京都杉並区下高井戸四丁目九百二十二番地竹谷良松方前道路上を通りかゝつた際、同家に強盗に押入り右竹谷を迫つて屋外にとび出してきた占領軍米國軍隊所屬の兵士二名からやにわに拳銃で射撃され、頭部貫通創の傷害を蒙つた。(二)、右負傷のため原告



は直ちに入院し、退院後二十二年七月二十八日まで治療を受け、その後は自宅において加療を続けた。その間、入院中(1)附添看護人費用合計金一萬六千円、(2)経費合計金十萬円、退院后(3)治療費合計金二十一萬円を支出した。(4)又原告は当時満三十六才の男子で建設事業関係の会社々長として年間金十八萬円の収入を得ていた。同年令の日本人男子の平均余命は二十九年であるから昭和二十三年以降インフレーションの影響を計酌して爾后合計金三千百八萬円の収入を得べきであつた。然るに原告は本件負傷のため半身不随となりながらの職に従事することもできなくなり、右利益を喪失した。結局原告は前記兵士等の加害行為によつて右(1)乃至(4)合計金額相当の損害を受けた。三、原告は法例第十一条或いは國語慣習乃至条理上、右兵士等に対して右損害の賠償請求権を取得した。しかるに被告たる



國の内閣は原告の本件被害の事實を知りながら、昭和二十六年九月八日平和条約を締結し、その才十九条(一)項において此項請求権を放棄したため、原告の右請求権も消滅した。内閣の右の行為は違法な公権力の行使というべきであるから、国家賠償法才一条に基き、被告はこれによつて原告が蒙つた損害を賠償すべきである。四、よつて前記(二)の(1)乃至(3)と、(4)をホフマン式計算法により現時に換算した金千九百八萬円との合計額金千九百四十萬六千円から、原告が被告より本件被害の見舞金として交付を受けた金六萬円、及び生活保護法に基く扶助料として交付を受け、又将来受け得べき合計金百五十萬四千円を差引き、その残額金千七百四十四萬六千円のうち本訴において金百三十二萬六千円の支払いを求める。(五)、仮りに右國家賠償法に基く請求が理由がないとしても、被告たる國の内閣は、昭



和二十二年一月四日、附屬決定「進駐軍事故のため被害を受けた者に対する見舞金に關する件」において右の如き事故の加害者の損害賠償債務を被告が保証する旨の一般の方針を決定した。そしてこれに基き昭和二十二年二月十一日附原告の申請に対して加害者の損害賠償債務を保証する意思を以てこれを受理した。よつて前記損害賠償請求が認められない場合には右保証債務の履行として前記金員の支払いを求めると述べ、立証として甲才一乃至才六号証を提出した。

被告は主文才二二項同旨の判決を求め、答弁として、原告が主張の日時占領軍兵士によつて拳銃で射撃され主張の如き傷害を蒙つたこと、平和条約締結当時内閣が原告の右被告の事實を知つていたこととは認めぬ。併し、内閣が加害者の原告に対する損害賠償債務を供



証したことは否認する。損害額は知らない。平和条約才十九条の項  
において放棄の対象とされているのは同条(2)項と対比してみると、  
加害者所屬國に對する我國の請求権即ち所謂外交保護権のみであつ  
て、被害者から加害者に對する請求権は放棄されていないものと解  
する。そうでないとしても被害者の請求権は講和条約において具体的  
な取極めの為されない限り權利実行の方法乃至可能性のない全く抽  
象的な觀念に過ぎず、しかも、講和条約において敗戦國側からは當  
然に放棄されるべき宿命をもつものに過ぎないから、これを放棄する  
條約を締結したところで、これを以て權利侵害といえない。と述べ  
甲才三、才四号証の成立は不知、その余の各証の成立は認める、と  
述べた。

理

由



(一)、昭和二十一年十一月二十六日、原告が占領地所屬兵士から拳銃で射撃され、頭部貫通創の傷害を蒙つたことは當事者間に争いがない。

しかして右兵士等の若し加害行為が原告主張の如くその職務執行外の個人としての行為であるから原告は右兵士等に対して不法行為に基く賠償請求権を取償するものと解すべきである。

尤も右権利が如何なる国の法律に基くものであるかは問題であり一披に之を決定する事は困難であるが、本件の如き行為は今日の文明国に於て不法行為を構成すべきは明であるから加害者所屬本國法上に於ても不法行為を構成すると解すべきである。此の場合被害者は右所屬本國法によつて権利を取得する。日本の民法の不法行為に干する規定が占領地の兵士に直接適用されると見る事は

裁 所



可なり困難であるが其の本國法に於て不法行為地の法律を適用する事になつて居れば日本の民法の規定が適用されるべきは言を俟たない。(之れが國際私法上普通認められる原則ではある。一併し本件に於ては此の点は具体的に証明されて居らず、又具体的に証明する事も不可能である事は本件の事實自体に徴し推則し得る。けれども原告が損害賠償の権利を取得する事だけは前記理由により之を肯定するに十分であり、然も日本の民法によるも全額であり、且つ、平和条約は寧ろ此の種の権利の存在を前提とするものと解する事が出来る。

(二)、平和条約第十九條(ハ)項は我國に連合國軍隊又は政府当局が存在していた事實から生じた我國及び我國民の連合國及び連合國民に對するすべての請求權を放棄する趣旨であるとすべきである。



何故なれば同条に於ては「連合國及びその國民に對する日本國及びその國民の」すべての請求權を放棄すると規定されて居り、右放棄される權利は所謂此の外交保護權と國民の個々の權利とを包含する事は明だからである。故に此の點に干する被告の主張は失当であり、原告の損害賠償請求權は全條(2)項によつて消滅したと云うべきである。

三、平和條約は我國がポツダム宣言を受諾し降伏を爲し、敗戦として締結したものである。従つて右條約締結によつてその内容に關しては、内閣及び国会は締結においては應否その他國內法令の制限を受けるものではない。よつて右條約締結によつて國民の權利が侵され損害を与えることになつたとしても、これを以て憲法を公権力の行使といふことはできない。



四、原告主張の賠償決定は、その訴訟の示すところによらず、軍事事故により被害を受けた者に対する員費金の支給に似たるものであつて、右事故の被害者の損害賠償債務を被告が保証した旨のものではないから、被告が右決定に基き前記兵士等の損害賠償債務を保証したものは認められなむ。

因、よつて原告の本訴請求はその余の点について判断するまでもなく理由がない。

東京地方裁判所民事第十部

裁判長裁判官



印  
印

裁判官 館本 盛  
一部は填補を解ありし  
名簿印ありしに  
かゝる事あり

裁判官

裁判官

右正写しました。

指定代理人

南

柴田

昇



泰



東京高等裁判所

裁判所